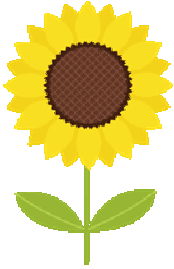


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和4年8月号 vol.94



先日、約3年ぶりに旧友仲間が集まりました。社会人になったばかりの頃のテニス仲間、その後は、オートキャンプ仲間として、お互い30年近くの人生を見てきた仲間です。今は、生活の拠点がそれぞれ遠くなり、頻りに集まる機会も減りましたが、集まってみれば、全く昔と変わらぬ互いの空気感。たくさんの元気をもらって福岡に帰ってきました。いつまでも大切にしたい集いです。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



最近、クレジットカード会社から紙でなく、WEB明細という形で利用明細をもらうことが多くなっているかと思いますが。来年10月から始まるインボイス制度下でのクレジットカードの領収書等の保存について説明いたします。

”インボイス制度下でもクレジットカードの領収書等の保存が必要です”

電子帳簿保存法、インボイス制度といくつかの制度が、ここ数年、改正されているため混乱しがちですが、”電子帳簿保存法における書類の保存”と”消費税の仕入税額控除を受けるための書類の保存”を分けて考える必要があります。

「電子帳簿保存法における書類の保存」

→クレジットカード会社からWEB明細を受領した場合は、これをダウンロードして、検索要件等を満たす形で保存が必要になります。

「消費税の仕入税額控除を受けるための書類の保存」

→WEB明細は、取引相手であるお店等が交付したものでないため、消費税の仕入税額控除を受けるための書類にはなりません。お店等から受け取る領収書等の保存が必要になります。

注意したいのが、現状では、3万円未満の取引であれば領収書等がなくても、帳簿への記載のみで仕入税額控除を受けることができますが、令和5年10月のインボイス制度開始後は、3万円未満の取引分も、お店等が発行したインボイスの記載事項を満たす領収書等の保存が必要になってくるという点です。

事業所内の書類の保存について、チェックされてみて下さい。

「今月の本の紹介」

「奏鳴曲 北里と鴎外」

(海堂 尊 著・文藝春秋)

明治から大正にかけて、感染症と闘った北里柴三郎と森鴎外のライバル物語。

実際には、この二人にこのような確執があったのかは不明なようですが、明治という激しく変化する時代下での日本の衛生行政の歴史を興味深く読むことができました。

そして、衛生という人の命を預かる分野でも、政治という力や縦割りの行政に翻弄され、本来の目的を蔑ろにしてしまっているという流れが、昔から今に至るまで続いている事実には愕然としました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<切り干し大根のトマト煮>

- ・切り干し大根 35g →さっと洗っておく
- ・オリーブオイル 大2
- ・にんにく 1片、玉ねぎ 1/4個 →みじんざり
- ・トマトピューレ 150g、塩 小1/2

- ①鍋に切り干し大根とかぶるくらいの水を入れて中火にかける。沸騰したら火を弱めて15分ほど煮る。
- ②鍋にオリーブオイル、にんにくを入れて弱火にかけ、香りがたったら、玉ねぎも加えてしんなりするまで炒める。
- ③トマトピューレを加えて塩で味を調べ、茹でた切り干し大根を加えて煮る。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所